

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	押部谷地区 (細田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、細田地区の農家は、主食用水稻、野菜や近隣集落にある押部谷果樹団地で梨等の果樹栽培を行っている。後継者が不在である農地もあり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

・農家の大半が兼業農家のため、作業が休日しかできないため水稻しかつくりすることができない。

・労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。

・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業をはじめ農作業を行うことが困難になってきており、今後の管理に不安がある。

・水路やパイプライン、バルブ等のインフラが老朽化してきており、水稻等の水管理に支障をきたしは始めている。

・イノシシやアライグマなどの獣害対策を行っているが管理の草刈りなどの負担が大きくなっている。

・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめざるをえない。また、燃料や肥料、ハウスなどの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することが困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・近隣集落で生産している果樹や集落内で生産している水稻を主要作物としつつ、新規就農者を募るなど新たな担い手に農地管理を委託することを検討する。

・これまでの電柵の管理と合わせ、さらなるイノシシやアライグマ対策を必要に応じて講じていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積(栄・押部・福住・西盛)	92.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、農業をしない人のためのエリアとして「保全地エリア」、営農をする人のためのエリア「農地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・新規就農や担い手への大型の機械が貸し借りできるような取り組みを検討する。 ・空き家などを活用しながら、農業の担い手が定住できる仕組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。				